

◆不動産特定共同事業変更登録申請(電子取引業務) 提出が必要となる書類(提出部数は、正本1部・副本5部)

※参考(電子取引業務ガイドラインから抽出)

提出書類		根拠条文	提出状況
様式 第15号 (第66条関係)	変更登録申請書	法第46条、規則第66条	
	第6面(電子取引業務を遂行するための体制)	規則第66条第2項第3号	
その他 添付書類	電子取引業務を遂行するための体制	規則第53条第2項、第54条、第55条、第66条、第71条	
	電子取引業務の概要	電子取引業務ガイドライン	
	商号等の表示イメージ	法第31条の2第1項及び第3項、法第50条並びに規則第53条第1項、規則第71条	
	基本方針(公表)・取扱規程等	電子取引業務ガイドライン	
	組織体制図	規則第54条第1号、第71条	
	審査に係る社内規則及び社内マニュアル	規則第54条第2号、第71条	
	重要事項の閲覧イメージ	規則第55条、第71条	
	審査結果等の公表イメージ	規則第55条、第71条	
	申込み入力フォームイメージ	法第42条第1項第7号	
	契約成立前書面・電子署名イメージ	法第24条、第50条	
	契約成立時書面・電子署名イメージ	法第25条、第50条	
	契約解除に関する事項の表示イメージ	電子取引業務ガイドライン	
財産管理報告書の閲覧イメージ	電子取引業務ガイドライン		